

介護保険法施行規則の改正に伴い、令和6年12月1日から手続区分1～8までの申請や届出(4の届出を除く)を行うときは、個人番号の記載が義務づけられました。

申請や届け出を行う人が

申請や届出と同時に

様式第15号 自身の個人番号に相違ない旨の申立書を提出

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「介護支援専門員登録関係書類、個人番号在中」と朱書きしてください。